

入 札 公 告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける工業の森・新白河B工区用地造成工事の請負について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県企業局財務規程（昭和44年福島県企業局管理規程第8号。以下「企業局財務規程」という。）第222条の3第1項の規定により公告する。

平成24年1月31日

福島県知事 佐藤 雄平

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする建設工事の件名及び数量 工業の森・新白河B工区用地造成工事 一式
- (2) 工事場所 福島県白河市豊地羽根石地内
- (3) 工事概要 全体面積 69.5ha（うち工場用地 31.8ha）
切土 327.7 万 m³、盛土 345.4 万 m³、排水工一式、法面工一式
- (4) 完成期限 平成26年1月31日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1)に掲げる条件をすべて満足している共同企業体（2以上の者が当該入札に係る業務を共同連帯して請け負う場合における当該共同連結関係にある各者により構成される企業体をいう。以下同じ。）又は(2)に掲げる条件を全て満足している単独の者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 共同企業体の資格要件

ア 構成員の全てが(ア)から(キ)までに掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該共同企業体の代表である構成員が(ク)から(コ)までに掲げる条件を全て満足している者であること。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(イ) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(ロ) 土木工事業（建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の土木一式工事の項に規定する土木工事業をいう。以下同じ。）に係る同法第15条の特定建設業の許可を受けている者であること。

(ハ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、「会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者の建設工事等入札参加資格の再審査等に関する要領」（平成14年6月17日付け14監第813号土木部長通知）により資格の再認定を受けた者であること。

(ニ) この公告が公告されたときに有効な、かつ最新の建設業法第27条の23第1項

の審査（以下「経営事項審査」という。）の結果のうち、土木一式工事の総合評定値が 900 点以上であること。

(カ) 建設工事において、入札の時点において過去 15 年以内に土工量（切土量又は盛土量のいずれか多い量をいう。以下同じ。）が 300,000 m³以上ある工事を単独で又は共同企業体の構成員として施工した実績がある者であること。

(キ) 一級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証（建設業法第 27 条の 18 第 1 項の規定による監理技術者資格者証をいう。以下同じ。）の交付を受け監理技術者講習（建設業法第 26 条の 4 から第 26 条の 6 までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習をいう。以下同じ。）を修了している者で、建設工事において、入札の時点において過去 15 年以内の土工量が 150,000 m³以上ある工事の施工管理経験（監理技術者若しくは主任技術者としての施工経験又は監理技術者若しくは主任技術者としての資格を有した者による現場代理人としての施工経験のことをいう。以下同じ。）を有する者（当該入札者と 3 月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

(ク) この公告が公告されたときに有効な、かつ最新の経営事項審査の結果のうち土木一式工事の総合評定値が 1,500 点以上であること。

(ケ) 建設工事において、入札の時点において過去 15 年以内に土工量が 1,500,000 m³以上ある工事を単独で又は共同企業体の代表である構成員として施工した実績がある者であること。

(コ) 一級土木施工管理技士の資格を有し、土木工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け監理技術者講習を修了している者で、建設工事において、入札の時点において過去 15 年以内に土工量が 750,000 m³以上ある工事の施工管理経験を有する者（当該入札者と 3 月以上直接の雇用関係にある者に限る。）を監理技術者又は主任技術者として本工事現場に専任で配置できる者であること。

イ 構成員は、2 者又は 3 者であること。

ウ 自主結成であること。

エ 各構成員の出資比率は、2 者の場合はそれぞれ 30 %以上、3 者の場合はそれぞれ 20 %以上であること。ただし、出資比率が最大の構成員が当該企業体の代表であること。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単体で本件入札に参加しないこと。

カ 本工事の施工計画が適正である者であること。

(2) 共同企業体ではない単独の者の資格要件

ア (1)のアの(ア)から(エ)まで及び(ク)から(コ)まで並びにカに掲げる資格要件を全て満足する者であること。

イ 共同企業体の構成員として本件入札に参加しない者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(1)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(オ)から(コ)まで並びにイからエまで及びカに掲げる事項について、2の(2)に掲げる者にあつては2の(1)のアの(ウ)及び(ク)から(コ)

まで並びにカに掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成 24 年 2 月 22 日（水）午後 5 時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号 960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号（福島県庁西庁舎 4 階）

福島県企業局経営企画課

電話 024-521-7572

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先 3 に掲げる場所に同じ。

なお、郵送による入札説明書等の配布を希望する場合は、日本工業規格 A 列 4 番の大きさの用紙 30 枚が入る程度の大きさで、200 円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3 に掲げる場所まで請求すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成 24 年 3 月 15 日（木）午後 2 時 福島県庁西庁舎 8 階 801 会議室（福島県福島市杉妻町 2 番 16 号）

なお、郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月 14 日（水）午後 5 時までに 3 に掲げる場所に必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の 100 分の 3 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、企業局財務規程第 197 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、企業局財務規程第 179 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関して、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2 の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、契約内容に適合した履行に関する調査（低入札価格調査）を実施した結果、落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と

契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするところがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature of Contract : Land preparation work Kogyo-no-mori Shinshirakawa industrial park area B 1set

(2) Time-limit of tender (by hand) : 2:00p.m.,15 March 2012

(3) Time-limit of tender (by mail) : 5:00p.m.,14 March 2012

(4) Contact point for the notice : Business Management & Planning Division,
Development Bureau for Public Utilities,Fukushima Prefectural Government,
2-16 Sugitsumacho,Fukushima-shi,Fukushima, 960-8670 Japan TEL 024-521-7572

(経営企画課)